

○国土交通省告示第千五百五十一号

下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

別記様式第一号第一面中「~~五~~」を「~~五~~」に改め、記載要領2を削り、記載要領3を記載要領2とし、記載要領4から記載要領6までを一つづつ繰り上げる。

別記様式第五号別表以外の部分中「~~四~~」及び記載要領1を削り、記載要領2を記載要領1とし、記載要領3から記載要領6までを一つづつ繰り上げ、同様式別表中「~~四~~」及び記載要領2を削り、記載要領3を記載要領2とし、記載要領4を記載要領3とする。

別記様式第六号中「~~四~~」及び記載要領を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替へて使用することができる。